

定住支援制度の申請受付中です！

市では、U・Iターン者の移住と新規学卒者の定住を奨励するため、「ふるさと就職奨励金」「賃貸住宅入居費補助金」「定住奨励金」の3つの制度を設けています。

4月から新たに設けた「ふるさと就職奨励金」は、**就職から3カ月以内**（平成21年度中に就職した人は**平成22年6月末まで**）に登録の手続きが必要です。早めに市役所・各支所の窓口までお越しください。

■ふるさと就職奨励金

Uターン就職者 ・ 新規学卒者	対象者	Uターン就職者またはIターン就職者のうち転入から1年以内、および松浦市民である新規学卒など就職者のうち卒業から1年以内に就職し、5年以上市内に居住する人
	交付要件	・採用後、引き続き1年以上雇用されていること ・Uターン就職者またはIターン就職者は、採用時年齢が満45歳未満であること ・過去に松浦市後継者育成奨励金、または松浦市Uターン就職奨励金の交付を受けていないこと
	奨励金額	30万円（5年間に分割して交付） ※ただし、1人につき1回限り 就職後1年を経過した後 1～4年度 各5万円 5年度 10万円
	資格登録時期	就職した日から3カ月以内（ただし、平成21年度中に就職した人は、平成22年6月30日まで）
	申請時期	就職後1年を経過した後（ただし、平成21年度中に就職した人は、平成22年7月31日まで）
	請求時期	交付決定後、毎年度（5年間）

■賃貸住宅入居費補助金

賃貸住宅入居者	対象者	平成21年4月1日以降に、転入と同時に賃貸住宅に入居した新規転入者（過去3年間にわたり松浦市外に居住していた人を含む）
	(1) 基本額	世帯当たり10万円
	(2) 世帯員加算	世帯員3人目から、1人当たり1万円を加算

■定住奨励金

住宅取得者 { 新規 転入者}	対象者	平成20年10月1日以降の新規転入者（過去3年間にわたり松浦市外に居住していた人）で、住宅・宅地を取得した人	
	(1) 市内業者による新築	+ 宅地取得	
		住宅取得費の7%または100万円のいずれか低い額に、世帯員1人当たり5万円を加算	取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	(2) 市外業者による新築	+ 宅地取得	
	住宅取得に対する助成はありません	取得費の10%または50万円のいずれか低い額	
	(3) 中古住宅取得（宅地代含む）	取得費の4%または40万円のいずれか低い額に、世帯員1人当たり5万円を加算	

住宅取得者 { 市内 在住者}	対象者	松浦市内在住者で、平成20年10月1日以降に新たに住宅・宅地を取得した人（改築は除く）	
	(1) 市内業者による新築	+ 宅地取得	
		住宅取得費の4%または60万円のいずれか低い額	取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	(2) 市外業者による新築	+ 宅地取得	
	住宅取得に対する助成はありません	取得費の10%または50万円のいずれか低い額	
	(3) 中古住宅取得（宅地代含む）	取得費の3%または30万円のいずれか低い額	

市役所からのお知らせ

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 〓総務課行政係
 〓内線321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

日時 〓6月10日(木) 午後1時〜4時30分
 場所 〓市役所別館消費生活相談室
 主催 〓長崎県司法書士会

日本脳炎の予防接種を再開

問合せ先 〓子育て・こども課
 〓内線146

日本脳炎の予防接種は、平成17年5月から、積極的な勧奨を差し控えていましたが、ワクチンの開発や有効性・安全性の確立により、平成22年4月から第1期の対象者(標準的な接種期間に該当する3歳児)に対して積極的な接種勧奨を再開することとなりました。接種を希望する人は、実施医療機関に直接申し込んでください。

これまで接種勧奨の差し控えて機会を逃した人に対しては、現時点においてワクチンの量が十分に確保されているとはいえない状況にありますので、

積極的に勧奨できる段階になりましたら、再開のお知らせをします。

なお、第2期の対象者(9歳以上13歳未満)への接種は、新ワクチンへの有効性・安全性が確立していないことから現在実施されていません。

今後、国からの通知がありましたらお知らせします。

納税組合に入りませんか

問合せ先 〓税務課
 〓内線118

市では、皆さんの大切な税金などを納期内に自主納付していただくため、納税組合への加入や新たな設立を勧めています。

納税組合は、市税などを納付するために自治会や隣近所などでつくられています。

納税組合に加入すると 〓①納税組合の組合長や世話人が市税などを集めて納付するので、組合員は金融機関や市役所支所などに出向く必要がなく、納め忘れもなくなります。 〓②納税組合には、加入世帯数や納付書の枚数により、市から奨励金を支払います。

納税組合で納められる市税など 〓個人の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料。ただし、特別徴収のものを除きます。



6月4日〜10日は歯の衛生週間です

問合せ先 〓子育て・こども課 〓内線150

今年の標語は「広げよう 噛む から始まる健康づくり」です。「かむ」ことの効用を見直してみませんか? かむことの効用はたくさんあります。

「ひみこの歯がいーぜ」で表すと次のようになります。

「ひ」…肥満予防 「み」…味覚の発達 「こ」…言葉の発音はつきり

「の」…脳の発達 「は」…歯の病気を予防 「が」…がん予防

「い」…胃腸快調 「ぜ」…全身の体力向上

よくかむことで満腹中枢が働き、食べすぎを抑えます。

また、食べ物本来の味が分かり味覚が発達します。よくかむことで、顎や口唇、頬、舌など口腔機能の発達が促され、はつきり発音できるようになります。よくかむことで、脳の血流量を増やし、脳細胞の働きを活発にします。特に、脳の中でも記憶や知能を統合する大脳皮質の発育に大きな影響を与えます。

よくかむことで、唾液がたくさん出てきます。唾液には、胃腸での消化・吸収を高める作用だけでなく、細菌やウイルスを殺菌する作用があります。また、口の中の汚れを洗い流して、歯の表面をきれいにし、虫歯・歯周病を予防する効果があります。唾液の成分の一つであるラクトペルオキシダーゼには、発がん性を減少させる効果もあります。

かめばかむほど唾液の分泌量は増加します。よくかんで、たくさん唾液を出すことが大切です。

よくかむ習慣を身につけましょう。

よくかんで食べるためには、硬いもの・繊維質のもの・弾力がありかみ切りにくいものなど、かみ応えのある食材を取り入れましょう。さらに素材を大きく切ったり、加熱具合など調理方法を工夫することでも、かむ回数は増やせます。